

質問書に対する回答

件名) 東関東自動車道 千葉管内遮音壁補修工事

No.	質問事項	回答
1	特記仕様書P.18 19-6 遮音板取替工 19-6-1 種別 A 1 (夜) の区分内容に、「遮音板落下防止ワイヤー・ワイヤー止めの新材による取替、および支柱孔明け加工を本線上から行う。」との記載が無いが、設計図 55/104 遮音板落下防止ワイヤー集計表に数量記載があるとおり、遮音板落下防止ワイヤー等の新材取替及び支柱孔明け加工有りと解釈でよろしいでしょうか。	単価項目における材料の詳細については、設計図に示すとおりです。
2	設計図 69/104~71/104 支柱落下防止装置(2)~(4) 支柱回転防止装置詳細図 支柱回転防止ワイヤー用の支柱孔明け加工の穴形状が、設計図では 25×45 長孔 (全周グラインダー仕上げ) となっているが、現場での孔明け加工では、電動孔明け機械等による φ25 丸穴加工 (亜鉛メッキ塗料による防錆処理) でよろしいでしょうか。	設計図 69/104~71/104 支柱落下防止装置(2)~(4) 支柱回転防止装置詳細図に示す孔明け加工としてください。
3	設計図 68/104 支柱落下防止装置(1) A 1 (夜) ・ A 2 (夜) 詳細図 A 2 (夜) (H>4 m) の記載図が、NEXCO 標準図集の HS-B (H=2+3Rm) ワイヤー径 φ22.4 の図面となっているのですが、割付図より小中台高架橋 (上下線) では、HS-B (H=2+4Rm, 2+5Rm) ワイヤー径 φ28 が必要となると判断できるのですが、設計・積算ではどちらで考えておられるのでしょうか。	設計図に示す割付図及び設計要領 第五集 遮音壁「6-1-2 支柱落下防止装置」により必要となるワイヤーロープ径は、φ28 となります。
4	設計図 45/104 遮音板取替工(1) 遮音板集計表 集計表に記載されている固定金具の数量が取替える遮音板数量と差異が生じている箇所がありますが、これは遮音板撤去再設置に使用する固定金具は再利用するのではなく新材の固定金具を使用して遮音板撤去再設置を行うと考えてよろしいのでしょうか。	特記仕様書に示すとおり、固定金具は低騒音型を使用することから全て新材を使用するとお考えください。
5	特記仕様書 P17. 18. 25 19-5 遮音壁工 (2) 支柱落下防止装置 19-6 遮音板取替工 19-9 吸音装置取替工 支柱落下防止・回転防止・遮音板落下防止・吸音装置落下防止等に使用するワイヤーは最新仕様のステンレス製ワイヤーに被覆無し製品を使用すると考えてよろしいでしょうか。	その通りお考えください。